

第3次

かがわ食育アクションプラン

平成28年3月

香 川 県

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 1 食育アクションプランとは | 1 |
| (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) 計画の性格 | 1 |
| (3) 計画の期間 | 2 |
| 2 かがわの目指す食育 | 3 |
| (1) 現状と課題 | 3 |
| (2) 基本目標 | 4 |
| (3) 基本方針 | 5 |
| 3 基本的な施策の推進 | 6 |
| (1) 食を通じた人づくり | 8 |
| ① 家庭における食育の推進 | 8 |
| ② 学校・保育所等における食育の推進 | 9 |
| ③ ライフステージに応じた食育の推進 | 12 |
| (2) かがわの食文化を通じた地域づくり | 15 |
| ① 食文化の継承 | 15 |
| ② 地産地消の取組みの推進 | 15 |
| ③ 食と農水産への理解の促進 | 16 |
| (3) よりよい食のための環境づくり | 18 |
| ① 食育推進のための県民運動 | 18 |
| ② 食の安全・安心の推進 | 18 |
| ③ 関係団体等との連携・協働による食育の推進 | 19 |
| 4 計画の推進 | 23 |
| 参考資料 | |
| 計画の指標 | 25 |
| 用語の解説 | 26 |
| 香川県食育推進会議設置要綱・委員名簿 | 29 |
| 食育基本法 | 31 |

1 食育アクションプランとは

(1) 計画策定の趣旨

私たちの食卓が豊かになる一方で、少子高齢社会を迎え、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の一般化、一人暮らしの増加、生活様式の多様化など、食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした状況の中で、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れや野菜の摂取不足、脂質の過剰摂取等の栄養の偏りに起因する生活習慣病の増加や孤食など様々な問題があり、心身の健康への影響が大きく懸念されています。

また、産業構造の変化や人口の都市部への集中、食の外部化の進展等により、本県においても食料の生産や加工等の場面に触れる機会等が減少し、生産者と消費者の距離が拡大した結果、食の大切さに対する意識が薄れる一方、食品の安全性に関わる事案の発生等により県民の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

このため、子どもから高齢者までの県民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、本県の地場産物や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進が重要な課題となっています。

こうした中、平成17年7月に食育基本法（平成17年法律第63号）が施行され、本県では、平成23年3月に策定された国の「第2次食育推進基本計画」を踏まえた「かがわ食育アクションプラン（2011－2015）」に沿って、市町や関係団体等と連携して、食の重要性や望ましい食習慣についての普及啓発、学校等における食に関する指導の充実、伝統的ながわの食文化の継承・発展などの取組みにより食育を推進してきました。

しかしながら、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、若年世代の朝食の欠食、野菜の摂取不足など、食をめぐる諸課題への対応がなお必要であることから、引き続き市町や関係団体と連携し、総合的、計画的に食育を推進していくため、「第3次かがわ食育アクションプラン（香川県食育推進計画）」を策定するものです。

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（食育基本法）

(2) 計画の性格

- この計画は、食育基本法第17条第1項の規定に基づく「都道府県食育推進計画」です。
- また、「新・せとうち田園都市創造計画」に基づく食育の具体的な推進計画であり、「香川県食の安全・安心基本指針」、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県健やか子ども支援計画」、「香川県農業・農村基本計画」及び「香川県教育基本計画」などとの整合性を持った計画とします。
- この計画は、食育の施策を総合的、計画的に進めるための基本指針であるとともに、県民をはじめ、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等が一体となって、県民運動として食育に取り組むための行動指針として位置づけられるものです。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5年間とします。

2 かがわの目指す食育

(1) 現状と課題

① 現状

● 野菜の摂取状況 **野菜の摂取不足**

- 前計画策定時には、県民1人当たりの野菜の摂取量は男性が全国最下位、女性が全国ワースト2位でしたが、平成24年には男性が307gで17位、女性が287gで16位と改善傾向にあります。しかし、成人1人1日当たりが必要とされている350gより50g程度少ない状況です。

● 食習慣 **朝食の欠食、孤食の増加**

- 20歳代男性の朝食の欠食率は27.9%、30歳代男性では18.8%と、若い世代を中心に朝食を欠食する割合が依然として高い状況にあります。児童生徒の朝食欠食率も改善されておらず、子どもの頃から栄養バランスの偏りがみられます。
- また、核家族化の進行や一人暮らしの増加、生活様式の多様化などにより、孤食の割合が増加しています。

● 健康 **男性のメタボリックシンドローム、若い女性の痩身、子どもの生活習慣病**

- 40～74歳男性のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者及び予備群の合計の割合は40%を超え、増加傾向にあります。
- 20歳代痩身女性（BMI18.5未満）の割合は減少傾向にあるものの、依然として20%を超えています。
- 小学4年生を対象に行った小児生活習慣病予防健診の結果によると、「肥満傾向」「脂質異常」「2型糖尿病になる可能性が高い」「肝機能異常」がそれぞれ1割程度みられます。

● かがわの食文化 **郷土色豊かな食文化の希薄化**

- 温暖な気候と讃岐平野・瀬戸内海などの豊かな自然環境・資源に恵まれた本県では、ばら寿司、うどんなど特色ある郷土料理が数多く生み出され、かがわの食文化として祭りや年中行事などとともに長い間受け継がれてきました。
しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化の影響などの社会環境の変化や食の外部化、多様化により、季節感あふれる郷土色豊かな食文化は薄れつつあります。

② 課題

● 県民が自ら取り組む食を通じた健康づくり

- 県民が健康に関心を持ち、生活習慣病や肥満の予防、野菜の摂取不足の改善につながるライフステージに応じた適切な食生活の実践や食を通じた健康づくりに自ら取り組むことができるようにする必要があります。

● 家庭・地域・学校等の連携による食育の推進

- 朝食の欠食や栄養バランスの偏りが子どもから全世代にわたってみられることから、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭における食育はもとより、地域、学校、関係団体等が連携・協働し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う必要があります。
- 食べ物が食卓にのぼるまでの過程への理解や食に対する感謝の念、食品の賢い選択、調理体験等が子どもの頃から身に付けられるよう、「弁当の日」の取組みなど家庭、地域、学校等が連携した取組みを、より一層促進する必要があります。

● かがわの食文化を生かした食育の推進

- 代表的な郷土料理の食材や調理法などの地域の食文化と、本県の豊かな農水産物の生産に根ざした食の知恵や技術を行政、地域、関係団体等が連携しながら次の世代に引き継ぐ必要があります。

● 地産地消や体験活動等を通じた食の理解の促進

- 産直施設や農林漁業者、食品関連事業者等による様々な体験活動の機会の提供及び食に関する情報提供に努め、地産地消や体験活動、生産者と消費者との交流等を通じた食の理解の促進に取り組む必要があります。
- 食品の安全性、食品の生産と流通、食文化、地域固有の食材の知識などについての的確な情報収集・提供を行い、食に対する理解を促進する必要があります。

(2) 基本目標

生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現

食育の推進に当たっては、かがわの食文化が本県の歴史、風土及び環境から育まれてきたことを踏まえ、食に対する親しみや感謝の念を持ち、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全で豊かな食生活を実践できる人間を育む食育を、県民運動として展開していくことが重要です。

このため、家庭や学校での食育、地産地消の取組み、体験活動の充実、我が国の伝統的な食生活の尊重や郷土の豊かな食文化の継承、食の安全・安心に関する情報提供などを進めるとともに、関係機関・団体が連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

こうしたことから、「生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現」を基本目標として設定し、県を挙げて食育の推進に取り組みます。

(3) 基本方針

この基本目標を実現するため、次の3つの基本方針を設定します。

食を通じた人づくり

すべての世代が望ましい食習慣を身に付け、健康に配慮した食生活が実践できるよう、家庭、地域、学校、関係団体等と連携して、ライフステージに応じた食育を推進し、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな人づくりを目指します。

かがわの食文化を通じた地域づくり

ボランティアや生産者、学校、関係団体等と連携し、郷土料理の伝承や地産地消の取組み、体験活動、生産者と消費者の交流等を通じた食への理解の促進を図り、受け継がれてきた豊かな食文化を継承・発展させる地域づくりを推進します。

よりよい食のための環境づくり

県民一人ひとりが「食」について自ら考え、判断できる知識を身に付け、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活が実現できるよう、家庭、地域、学校、関係団体等と連携・協働して、県民運動の推進や人材育成など、効果的に食育活動が展開できる環境づくりを推進します。

3 基本的な施策の推進

基本目標、基本方針に基づき、本県の特性を生かした食育を次のとおり総合的かつ計画的に推進します。

| 基本方針 | 施策 | 施策の内容 | |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| (1) 食を通じた 人づくり | ①家庭における食育の推進 | 子どもの生活習慣づくり | |
| | | 子育て家庭に対する食育支援 | |
| | | 子どもの生活習慣病予防 | |
| | | 妊産婦に対する栄養指導や乳幼児の発育・発達段階に応じた食育 | |
| | | 望ましい食習慣の普及啓発等 | |
| | ②学校・保育所等 における食育 の推進 | 保育所等 | 「食育の計画」に基づく食育の推進等 |
| | | | 家庭に向けた啓発活動と連携の促進 |
| | | | 地域と連携した体験活動の充実 |
| | | | 給食の充実・活用 |
| | | | 個別指導の充実及び情報提供 |
| | | 幼稚園 | 食に関する指導の充実 |
| | | | 食事環境の充実 |
| | | | 家庭に向けた啓発活動と連携の促進 |
| | | | 地域と連携した体験活動の充実 |
| | | 小・中学校 特別支援 学校 | 推進体制の強化・充実 |
| | | | 食に関する指導の充実 |
| | | | 家庭に向けた啓発活動と連携の促進 |
| | | | 地域と連携した体験活動の充実 |
| | | | 「生きた教材」としての学校給食の充実・活用 |
| | | | 個別指導の充実 |
| 高校 | | 食に関する指導の充実 | |
| | | 健康の保持増進と生活習慣病予防 | |
| ③ライフステージに応じた 食育の推進 | | 野菜摂取量の増加、栄養バランスのとれた食事の実践 | |
| | | 若年世代の生活習慣づくり | |
| | 働き盛り男性の肥満対策 | | |
| | 高齢者の低栄養対策 | | |
| | 歯科保健活動における食育推進 | | |

| 基本方針 | 施策 | 施策の内容 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| (2) かがわの食文化を通じた地域づくり | ①かがわの食文化の継承 | かがわの食文化の啓発・継承 |
| | ②地産地消の取組みの推進 | 地場産物を活用した日本型食生活の推進 |
| | | 県産農水産物を利用しやすい仕組みづくり |
| | | 地産地消の実践に向けての啓発 |
| | ③食と農水産への理解の促進 | 体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進 |
| 食の理解の促進のための情報提供等 | | |
| (3) よりよい食のための環境づくり | ①食育推進のための県民運動 | 県民運動の推進 |
| | | 「かがわ食育の日」の推進 |
| | ②食の安全・安心の推進 | 香川県食の安全・安心基本指針の推進 |
| | | 食品等事業者への衛生管理の普及啓発 |
| | | 食の安全等に関する情報提供等 |
| | | 食品表示についての監視指導や活用方法の啓発等 |
| | ③関係団体等との連携・協働による食育の推進 | 地域におけるネットワーク等を活用した食生活改善 |
| | | メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発 |
| | | 「健康づくり協力店」等による普及啓発や食育支援 |
| | | 健康教育・栄養相談等による普及啓発 |
| | | 食育ボランティアの活用 |
| | | 食育推進のための人材育成 |
| | | 情報収集・発信及び調査研究 |

(1) 食を通じた人づくり

● 施策の方向

生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健康管理と健康に配慮した食生活を自ら行うことができるように、家庭や地域、学校、関係団体等と連携して、子どもの発育・発達段階に応じた食育など、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたるライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。

● 施策の内容

① 家庭における食育の推進

(子どもの生活習慣づくり)

- 朝食をとることや早寝早起きの実践など、子どもの学習意欲や気力、体力の向上などを図るうえで望ましい生活習慣の定着に向けて、家庭、地域、学校が連携して取り組みます。

(子育て家庭に対する食育支援)

- 保育所等に入所していない子どものいる家庭など、食に関する相談や支援を受ける機会の少ない子育て家庭を対象に、保育所等や地域子育て支援拠点、NPO、関係団体等が連携・協働し、乳幼児期からの望ましい食習慣の形成に向けた取組みを促進します。

(子どもの生活習慣病予防)

- 健診等において、子どもの食生活や運動に関する実態を把握するとともに、食生活と運動の両面から子どもの生活習慣病予防対策を促進します。

また、母子保健関係者に対して、低出生体重児における身体発育の経過観察や3歳児健診等での幼児肥満のスクリーニング及び栄養・運動指導等の必要性について啓発を進めます。

- 小学生を対象に実施している小児生活習慣病予防健診の結果を踏まえ、子どもとその保護者に対して、子どもの頃からの食習慣や運動習慣等の生活習慣の重要性について普及啓発を進めます。

(妊産婦に対する栄養指導や乳幼児の発育・発達段階に応じた食育)

- 健診時や両親学級等において、「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進め、妊娠期等における適切な食習慣の確立を図ります。

また、市町保健センター等を通じて、母乳の利点や母乳育児の重要性について啓発するとともに、離乳食の段階から、食品の素材や食感を大切にしながら食への関心を高め、多様な食品に慣れ親しむことができるよう支援します。

- 健診時や両親学級等において、食に関する情報を提供するなど、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を促進します。

(望ましい食習慣の普及啓発等)

- 様々な健診の機会を捉え、望ましい生活習慣や食習慣を啓発し、子どもの健やかな発育とともに、大人が自らの健康に対する意識を向上させるよう努めます。

また、家庭でのしつけや食育に関する内容を掲載した家庭教育手帳をホームページに掲載し、様々な学習機会での活用を促進し、子どもや保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の普及を図ります。

- 子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、親子料理教室など学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を学校や関係団体と連携して推進します。

また、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図ります。

② 学校・保育所等における食育の推進

<保育所等>

(「食育の計画」に基づく食育の推進等)

- 各保育所等において作成した「食育の計画」に基づき、子どもの発育及び発達のプロセスに応じて、計画的に食育を実施し、評価・改善が行われるよう指導・助言を行います。

- 食育の重要性について、全職員が理解を深め、連携・協力して食育が進められるよう、研修会等の機会を利用して、意識啓発を図ります。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 栄養バランスのとれた食事や家族そろって楽しく食事をとることの意義についての理解を深めるため、給食試食会や給食参観、親子料理教室等の開催や給食だよりの発刊等を通じてより効果的な啓発を図ります。

- 保育所等の人的・物的資源を生かし、家庭での子どもの食生活に関する相談に応じたり、助言・支援が行われるよう努めます。

(地域と連携した体験活動の充実)

- 子どもが菜園活動や調理体験などの体験を通じて豊かな食の体験をしたり、地域の食文化や郷土料理に関心を持つことができるよう、関係機関や地域の食に関するボランティア団体等との連携を促進します。

(給食の充実・活用)

- 給食を通じて子どもに食事の大切さや楽しさを伝えるため、「保育所給食の手引き」を参考にした円滑な給食運営と、子どもの発育・発達段階に応じた栄養バランスのとれた食事の提供について、給食担当者をはじめとした保育所等の職員に対する啓発や指導に努めます。

(個別指導の充実及び情報提供)

- 食物アレルギーや肥満傾向などがある子ども及びその保護者に対し、市町や医療機関等と連携した個別指導の促進を図ります。
- 保育所等における食育の状況を把握し、他施設で実施されている食育活動について情報提供することで、食育のさらなる内容充実に努めます。

<幼稚園>

(食に関する指導の充実)

- 保護者や教職員の共通理解のもと、幼児の発育・発達段階に応じた食育が推進されるよう、研修会等を通じて意識の向上に努めます。

(食事環境の充実)

- 園児が教師や友達と一緒にくつろいで、安心して食べることのできる環境を整えるとともに、行事給食や季節の行事を取り入れるなど、みんなで食べるとおいしい、楽しいという体験を積み重ねていけるような取組みを促進します。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 幼児期は健康な生活リズムを身に付け、自立の基礎が培われていく大切な時期であることから、望ましい食習慣の定着を図るため、朝食を毎日食することなど、家庭や地域を巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」の取組みを推進します。
- 幼児期から食に関する興味や関心を高めるために、地域の関係団体等と連携し、幼児とその保護者に対して、劇や講話などを通じて楽しく学ぶ食に関する教室等を開催します。

(地域と連携した体験活動の充実)

- 菜園活動や調理体験などの体験、地域の方との交流を通じて、食べ物への興味関心を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つよう、関係機関や地域の食に関するボランティア団体等との連携を促進します。

<小・中学校、特別支援学校>

(推進体制の強化・充実)

- 学校給食、学級活動等の特別活動、各教科などの学校教育活動全体を通じて、栄養教諭や学校栄養職員と全教職員が相互に連携・協力し、組織的・計画的に食育の推進が図られるよう支援します。

さらに、全教職員が各学校における食育の目標や具体的な取組みについて共通理解を持ちながら、食に関する指導の推進が図られるよう、研修会等の充実に努めます。

(食に関する指導の充実)

- 各学校における給食の時間、特別活動等の学校教育活動全体で、指導内容や方法、時期等を整理した「食に関する指導に係る全体計画」等に沿って、体系的な食に関する指導が行われるよう支援します。

また、教職員が食の指導を行うためには、食に関する幅広い知識の修得が必要であることから、指導資料の配付や研修会の開催を促進します。

さらに、食に関する指導内容の充実を図るため、栄養士会や食の専門家の活用に努めます。

(家庭に向けた啓発活動と連携の促進)

- 家庭における食育が大切であることから、家庭の食に対する関心を高めるため、親子料理教室を開催したり、給食だよりを発行するなどの啓発活動等を推進します。

また、児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るため、朝食を毎日食することなど、家庭や地域を巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」の取組みをさらに推進します。

(地域と連携した体験活動の充実)

- 地域の生産者や関係団体等と連携し、農業などの体験活動や調理実習等への協力、農業・漁業・農水産物等に関する情報提供などを行い、学校における体験活動の推進を支援します。

(「生きた教材」としての学校給食の充実・活用)

- 学校給食を生きた教材として活用し、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯による給食を推進するとともに、積極的に地場産物を活用し、児童生徒に地域の産業や文化に興味を持たせたり、農業等に従事している者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食に関する指導が行われるよう支援します。

(個別指導の充実)

- 栄養教諭や養護教諭を中心に教職員や学校医、関係機関が連携し、児童生徒の食生活や健康に関する実態を把握するとともに、食物アレルギー、肥満、痩身、偏食等の健康課題のある子どもと保護者に対しては、個別の事情に応じた相談や指導が行われるよう支援します。

また、過度の痩身や肥満、偏食等が心身の健康に及ぼす影響とその改善に必要な知識を普及し、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。

<高校>

(食に関する指導の充実)

- 生徒が、自らの健康を管理し、生涯を見通して、安全と環境に配慮した食生活を営む力を身に付けることができるよう、家庭科教諭や養護教諭等が中心となり、地域の関係団体等と連携して、家庭科の授業等のより一層の充実を図るとともに、高校生向けの食に関する講習会等を開催します。

(健康の保持増進と生活習慣病予防)

- 家庭や地域、関係団体等と連携し、文化祭などの学校行事等の機会を活用して、健康の保持増進や生活習慣病の予防につながる、食事を含む調和のとれた生活を実践することの必要性について理解を促進します。

③ ライフステージに応じた食育の推進

(野菜摂取量の増加、栄養バランスのとれた食事の実践)

- 関係団体や保育所等、幼稚園、学校等と連携し、野菜を活用した調理実習や講話など、子どもの頃からの野菜摂取の習慣化に取り組むとともに、野菜摂取量の増加を目指し、「1日3食 まず野菜！」運動を推進します。
- 一人ひとりが個々の身体状況等に適した栄養バランスのよい食事をとるために、「三つ星ヘルシーランチ店」での野菜たっぷりバランスのとれた食事の体験や、大型小売店等と連携したキャンペーンや講習会等を通じて、望ましい食生活に関する情報発信を積極的に行います。
- 核家族化の進行や一人暮らしの増加に伴う食の外部化や多様化が進行し、惣菜や弁当等の中食の利用が増加していることから、健康管理の面からも、自分に合った中食を選択できる力を身に付けられるよう、バランスの良い料理の選び方や食べ方等について普及啓発に取り組みます。

(若年世代の生活習慣づくり)

- 朝食の欠食や肥満、痩身、栄養バランスの偏り等、食習慣などの生活習慣に課題が多い若年の世代に対して、望ましい生活習慣の定着に向け、高校や大学、企業、関係団体、地域等と連携して、文化祭などの行事における情報提供活動や出前講座を行うほか、学生食堂、社員食堂等を利用した普及啓発に取り組みます。

(働き盛り男性の肥満対策)

- 働き盛り世代の肥満や生活習慣病の予防及び改善に向け、特に、食育への関心が低い男性に対して、企業や関係団体、地域と連携し、栄養バランスのとれた食事や適切な時間に食事をすること、GI値（グリセミック・インデックス）の低い食物を食べることなど、健全な食習慣の実現や適切な食生活の実践について普及啓発に努めます。

(高齢者の低栄養対策)

- 高齢期では栄養状態の低下が老化を加速させ、疾病の発症を引き起こすものことから、生活の質や身体機能を維持し、生活機能の自立を確保するため、ボランティア団体等関係団体と連携して、適切な食事のとり方や共食の重要性の啓発のほか、共食の機会の提供を行うなど、高齢者の食生活の改善に努めます。

(歯科保健活動における食育推進)

- 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」とともに、地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミン
グ30（カミングサンマル）」を目指して、ライフステージに応じた食べ方や食品の物
性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進
します。

● 取組指標 ((1)食を通じた人づくり)

| 項 目 | | 前計画 策定時 (平成22年度) | 現 状 (平成26年度) | 目 標 (平成32年度) |
|---|--------|------------------------|------------------|-----------------|
| ① 家庭における食育の推進 | | | | |
| 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 | 小学校6年生 | 88.3% | 87.0% | 現状値以上 |
| | 中学校3年生 | 83.5% | 83.0% | 現状値以上 |
| 健康や食生活をよりよくすることを普段から意識している人の割合 | 男性 | 76.2% | 78.1% | 80% |
| | 女性 | 85.5% | 86.9% | 88% |
| 1日に1回以上、家族といっしょに食事をする人の割合 | | 75.4% | 73.6% | 80% |
| ② 学校・保育所等における食育の推進 | | | | |
| 幼稚園における食育教室の実施数(累計) | | 169 | 267 | 397 |
| 栄養教諭・学校栄養職員による教科や学級活動における食に関する指導を行っている学校の割合 | 小学校 | 90.9% | 94.2% | 100% |
| | 中学校 | 81.1% | 88.6% | 100% |
| 地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合 | | 94.1% | 94.2% | 100% |
| 学校給食における地場産物を活用する割合(食材数ベース) | | 33.7% | 35.4% | 現状値以上 |
| 児童生徒の肥満傾向の割合 | 小学校5年生 | 8.8% | 8.3% | 減少 |
| | 中学校2年生 | 9.5% | 9.2% | 減少 |
| 高校における食育教室の実施数(累計) | | 11 | 75 | 166 |
| ③ ライフステージに応じた食育の推進 | | | | |
| 野菜の摂取量(1日1人当たり) | | 218g | 男性307g 女性287g | 350g |
| 主食、主菜、副菜を揃えて食べるようにする人の割合 | 男性 | 80.9% | 79.0% | 90% |
| | 女性 | 89.7% | 86.9% | 90% |
| うどんを食べるときに副食を添える人の割合 | | 64.8% | 62.6% | 70% |
| 三つ星ヘルシーランチ店登録数 | | 34 | 50 | 70 |
| 朝食をほとんど食べない人の割合 | 20歳代男性 | 16.0% | 27.9% | 15%以下 |
| | 30歳代男性 | 22.3% | 18.8% | 15%以下 |
| 20歳代女性の痩身の者の割合(BMI 18.5未満の者) | | 26.2% | 22.2% | 20%以下 |
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群の合計の割合(40~74歳) | 男性 | 38.2% | 40.5% | 28.7% |
| | 女性 | 14.1% | 12.7% | 10.6% |

(2) かがわの食文化を通じた地域づくり

● 施策の方向

地域において、食育ボランティアや生産者、学校、関係団体と連携し、郷土食の保存活動や地産地消の取組み等を通じて、かがわの食文化の継承や食の理解の促進を図り、本県の豊かな自然の恵みと食文化を生かした地域づくりを推進します。

また、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することにより、それらの信頼関係を構築し、県民の食に関する理解と関心の増進に努めます。

● 施策の内容

① かがわの食文化の継承

(かがわの食文化の啓発・継承)

○ 地域に密着した取組みを行っている食生活改善推進員等の食に関するボランティアや県が認定した「さぬきの食文化博士」、高度な調理技術を備えた専門調理師を活用し、料理教室や「さぬきうどん」打ち体験などの体験活動等において、本県の伝統的な行事食に接する機会を提供するなど、豊かな食文化の啓発・継承を図ります。

○ 地域伝統野菜など、地域の風土に根ざした食材・食品や、農山漁村ならではの加工技術、伝統的な郷土食・行事食などの保存・伝承活動を促進するとともに、広く活用できる資料としてデータベース化し、ホームページ等で紹介するなど、食文化の継承に向けた機運の醸成を図ります。

○ 農山漁村地域の食文化に関わる知識や技術等を有する高齢者を「むらの技能伝承士」として登録し、学校や地域における伝承活動を支援します。

また、食生活改善推進員や生活研究グループ員、女性起業家等がそれぞれの能力を生かし、主体的に郷土料理の伝承や食文化の継承に取り組めるよう支援します。

② 地産地消の取組みの推進

(地場産物を活用した日本型食生活の推進)

○ 讃岐米や瀬戸の魚、県産の多彩な旬の野菜や果実等を活用して、栄養バランスの良い日本型食生活の実践を促進するとともに、県産農水産物に関する情報提供などにより、望ましい食生活の普及・定着を推進します。

(県産農水産物を利用しやすい仕組みづくり)

○ 県民が県産農水産物を利用しやすいように、県産農水産物を積極的に販売・利用する「かがわ地産地消協力店」の登録を推進します。

また、流通システムづくりや、学校給食用の生産者グループの育成、栄養教諭との連携など、関係団体との協力のもと、県産農水産物の安定供給に向けた取組みを推進し、県産農水産物を利用しやすい仕組みの構築を進めます。

(地産地消の実践に向けての啓発)

- 市町や生産者団体等と連携して、県が実施する食に関するイベントにおいて、多彩で高品質な県産農水産物について情報発信するとともに、「地産地消推進月間」を中心に、関係機関・団体が実施する催しを支援し、農水産業や伝統的な食文化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。

③ 食と農水産への理解の促進

(体験や交流などを通じた食と農水産への理解の促進)

- 都市部に近接する立地条件や交通の利便性を生かし、日帰り型を含めた農業・漁業体験や加工・流通現場の見学、農水産業者や食品業者との交流などを通じて、生産から加工・流通・消費にわたる一連の流れや食の安全、環境と調和した食料の消費などについての理解を深めます。
- 農産物の生産や畜産、水産に関する様々な体験の機会を充実し、食に対する関心と理解を深めるため、関係団体等とも連携して体験農園や現場見学、作業体験等の取組みを促進します。
- うどん打ちやオリーブ収穫体験などの農林漁業体験施設を活用して、豊かな自然や地域色豊かな伝統文化活動・観光資源などを効果的に組み合わせ、農業・農村にふれあう、魅力あふれるかがわのグリーン・ツーリズムを推進します。

(食の理解の促進のための情報提供等)

- 食に関する適切な判断力を養うため、県産農水産物に関する授業や出前講座、生産者などとの交流給食などを開催・支援します。
また、行政や関係団体等と連携し、地域における体験活動等を通じて、感謝の念や食の大切さなど、子どもから大人まで県民の食に関する理解を深めます。
- ホームページや地産地消情報誌、メールマガジンなどを活用し、より一層、県産農産物に関する情報を幅広く発信します。
- 消費者や市町、関係団体に対し、食品リサイクルやバイオマスの利活用に関する制度や取組みのモデルとなる事例等の情報提供を行います。また、食品関連事業者等に対し、食品廃棄物の再生利用の促進を図るため、ホームページによる情報提供などの普及啓発活動を行います。

● 取組指標（(2)かがわの食文化を通じた地域づくり）

| 項 目 | 前計画 策定時 (平成22年度) | 現 状 (平成26年度) | 目 標 (平成32年度) |
|-------------------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| ① かがわの食文化の継承 | | | |
| 香川県むらの技能伝承士登録者数（食生活分野） | 56 | 65 | 70 |
| ② 地産地消の取組みの推進 | | | |
| 学校給食における地場産物を活用する割合（食材数ベース） （再掲） | 33.7% | 35.4% | 現状値以上 |
| かがわ地産地消協力店数 | 204 | 313 | 350 |
| ③ 食と農水産への理解の促進 | | | |
| 地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合（再掲） | 94.1% | 94.2% | 100% |

(3) よりよい食のための環境づくり

● 施策の方向

家庭、地域、学校・保育所等、関係団体や生産者、企業等が、それぞれの役割分担のもと、相互に緊密な連携協力を図りながら、県内全域で食育活動が展開されるよう推進体制の充実を図ります。

また、市町や関係団体等と連携・協働し、様々な機会を活用した食育の普及啓発や、食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する情報の提供等に努め、食育をより効果的に推進するとともに、望ましい食習慣の定着を目指した県民運動の推進を図ります。

● 施策の内容

① 食育推進のための県民運動

(県民運動の推進)

- 世代を問わず、県民に分かりやすいスローガンを掲げ、行政、関係団体等が連携・協働し、地域のネットワークや各種広報媒体等による普及啓発を行い、朝食の欠食や野菜の摂取不足等の解消に向けた県民運動の推進に取り組みます。

(「かがわ食育の日」の推進)

- 1年を通じて継続的に食育を推進するため、毎月19日を「かがわ食育の日」とし、国や市町、関係団体等との連携・協働により、「朝食を毎日食べること」「野菜を毎食食べること」「家族そろって楽しく食卓を囲むこと」を呼びかけるとともに、食に対する感謝の念や理解が深まるよう普及啓発を図ります。

また、毎年6月を「かがわ食育月間」とし、各団体等との連携・協働により、家庭、地域、学校・保育所等において、様々な食に関する行事に取り組む等、食育を推進するための効果的な運動を展開します。

- 企業、施設等との連携により、毎月19日の「かがわ食育の日」に、主に働く若い世代を対象とした内容の食育メールを配信するなど、生活習慣病の予防や改善につながる食育の推進に取り組みます。

② 食の安全・安心の推進

(香川県食の安全・安心基本指針の推進)

- 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、生産から製造・加工、流通・販売、消費に至るまでの各段階において、関係機関等が連携し、「香川県食の安全・安心基本指針」に沿って、食の安全・安心を確保するための必要な措置を講じます。

(食品等事業者への衛生管理の普及啓発)

- 食品等事業者に対して、HACCP手法を導入した衛生管理の普及や自主衛生管理の徹底を図り、食品の安全確保に努めます。

(食の安全等に関する情報提供等)

- 食品の安全性に関する様々な情報をパンフレットやホームページ等を通じて県民に提供するとともに、市町、NPO、関係団体等が行う意見交換会等の取組みを支援します。
- 食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、国、市町、関係団体等と連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションの充実を図ります。
また、食の安全や地産地消について、市町や関係団体等と連携し、地域の実情や当該団体等の活動内容に関する情報を収集・整理し、その提供に努めるとともに、生産履歴の情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムの整備を促進します。

(食品表示についての監視指導や活用方法の啓発等)

- 食品の製造や加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化などに適切に対処していくため、計画的、かつ、効果的な食品監視及び高度な科学的知見に基づく衛生指導の推進を図ります。
また、適正に表示された食品を流通させるため、店舗等に対する定期的な巡回調査のほか、「食品表示110番」からの情報に基づく立入調査などを実施し、食品表示に係る監視指導を行います。
- いわゆる「健康食品」について、販売量が増加する一方で、その健康増進効果等について、必ずしも根拠が十分でない情報や医薬品的な効能効果の標ぼうがみられるため、健康の保持増進の効果等に関する虚偽又は誇大な広告や、無承認無許可医薬品の広告に対する監視指導体制の強化を図ります。
また、商品を買上げて検査を行い、流通実態の把握を行うほか、医薬品成分が検出された場合は無承認無許可医薬品として措置を行うことにより、健康被害の発生を未然に防止します。
- 食品関係団体等に対し、説明会の開催などにより食品表示制度の普及・定着を図るとともに、県民に対しては、食品表示に関する情報を正しく理解し、活用できるよう、広報媒体や研修会を通じ、特定の栄養素が摂取できる、あるいは機能性を有する等を表示した食品はあくまでも補完的に摂取するものであること等、表示の正しい活用方法を啓発します。

③ 関係団体等との連携・協働による食育の推進

(地域におけるネットワーク等を活用した食生活改善)

- 栄養、健康、生産・流通・消費、教育などの食に関する関係者で構成する「香川県食育推進会議」を中心とした食育の推進体制を強化・充実するとともに、食に関するボランティアや関係団体等と連携・協働し、食育の推進を図ります。
また、市町におけるより一層の食育の推進を図るため、市町の食育推進体制の強化・充実や食育推進計画の見直しについて支援を行います。

- 県民一人ひとりが食生活の改善等により、健康の保持増進や生活習慣病の予防等に取り組めるよう、教育・保育、生産者、消費者、ボランティア団体、食品関連産業等様々な関係者が共通認識を持ち、それぞれの立場からの取組みを促進することで、より一層地域での食育を推進します。

また、調理師・栄養士養成施設と連携し、食育情報の提供等、地域における食育活動が促進されるよう支援します。

- 保健所や市町においては、相互の情報交換、調査研究、講演会、コンテスト、食育出前講座等の実施により、地域の実情に応じた連携・協働を推進し、ネットワークの強化に努めます。

- 6月の「かがわ食育月間」、9月の「食生活改善普及運動」及び「健康増進普及月間」において、国や市町、関係団体等と連携し、食に関する情報提供や食生活改善の重要性を啓発します。

(メタボリックシンドロームを考慮した普及啓発)

- 生活習慣病予防の観点から、運動習慣の定着化、心の健康づくり、喫煙対策、口腔ケアと関連させた食育が、市町や医療機関・関係団体等において効果的に実施されるよう普及啓発に努めます。

特に、メタボリックシンドロームについては、小児期からの生活習慣の積み重ねが、働き盛りの年代に影響を及ぼすことから、小児生活習慣病予防健診事業のフォローアップ事業の充実を図るとともに、学校・保育所等や企業などと連携し、適切な食生活と運動習慣について、普及啓発に努めます。

- 香川県食育推進会議や関係団体等とも連携しながら、食育に関心が薄い層の食育の実践や生活習慣病予防につながるような体験型イベント等の実施により、幅広い年代の県民の食育に対する関心を高めます。

(「健康づくり協力店」等による普及啓発や食育支援)

- 食に関する情報を提供することにより、利用者の健康づくりを応援している「健康づくり協力店」の登録を進めるとともに、メニューの栄養成分表示、バランスメニューなど、提供内容の充実を図り、惣菜や弁当等の中食や外食利用者の野菜摂取機会の増加や食を通じた健康づくりを支援します。

また、「健康づくり協力店」の中で、主食・主菜・副菜がそろい、野菜たっぷりの健康に配慮したランチメニューを提供している飲食店については、「三つ星ヘルシーランチ店」として登録を進め、メタボリックシンドロームや糖尿病等生活習慣病予防のために、医療機関等とも連携して活用の推進に努めます。

- 「健康づくり協力店」や「三つ星ヘルシーランチ店」が、主体的に県民の健康づくりに取り組めるよう、ヘルシーメニューの提供及び健康情報の発信等について、積極的な支援を行います。

- うどんに偏った食事では、栄養バランスがとりにくいことから、野菜の副菜や野菜たっぷりメニューなどを提供するうどん店を「健康づくり協力店」として登録を進めるとともに、情報発信に努めます。
- 給食施設において適切な給食が実施されるよう、巡回指導や研修会の開催等を通じて、施設の給食管理・栄養管理を促進するとともに、喫食者やその家族に対する情報提供等を通じて、食育が充実されるよう支援します。

(健康教育・栄養相談等による普及啓発)

- 市町や関係団体等と連携し、健康教育や栄養士による栄養相談、食生活改善推進員によるボランティア活動等において、バランスのとれた食事の重要性や病気と食生活の関係等について啓発し、食を通じた健康づくりを支援します。

(食育ボランティアの活用)

- 食育を県民運動として推進するためには、地域に密着して料理教室や体験活動等を行っている食生活改善推進員等の食育推進に携わるボランティアの役割が重要であることから、その食育活動を積極的に支援し、栄養バランスの優れた日本型食生活や地域の特色ある郷土料理、食文化の継承を図るとともに、野菜摂取量の増加につなげます。

(食育推進のための人材育成)

- 食育に関する相談や指導を充実するため、研修会等を通じて管理栄養士や栄養士、専門調理師、調理師等の資質の向上を図るとともに、食生活改善推進員等の地域のボランティアの育成に努めます。
- 地域住民にいちばん身近な市町管理栄養士等が中心となって、地域の特性に応じた食育が推進されるよう、食育に関する情報交換や意見交換による連携強化など、その活動を支援します。

(情報収集・発信及び調査研究)

- 食育に関する効果的な広報啓発活動の実施や施策の企画立案等に活用するため、全国や県内各地において創意工夫を凝らした食育の推進により成果を挙げている事例や手法などについて情報収集を行います。
- 食育のホームページ「かがわの食育 おいしいね！かがわネット」をより一層充実させ、最新の情報を提供するとともに、県民や食育関係者への情報発信を行います。
また、食育メール等を活用し、県民が参加できるイベント情報等を積極的に発信します。
- 県民健康・栄養調査など、県民の意識や食生活の実態等についての調査研究等を実施し、国民健康・栄養調査等他の調査結果も参考にしながら、県民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにするとともに、食育の推進のための基礎的な資料として、その活用を図ります。

● 取組指標 ((3)よりよい食のための環境づくり)

| 項 目 | 前計画 策定時 (平成22年度) | 現 状 (平成26年度) | 目 標 (平成32年度) |
|-------------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| 健康づくり協力店登録数 | 371 | 587 | 700 |
| 三つ星ヘルシーランチ店登録数(再掲) | 34 | 50 | 70 |
| 1日に1回以上、家族といっしょに食事をする人の割合(再掲) | 75.4% | 73.6% | 80% |
| 食育を実施する給食施設の割合 | 64.3% | 83.9% | 100% |

4 計画の推進

● 国、市町及び関係団体等との連携・協働

この計画の目標達成のため、国や市町と連携・協力を行い、総合的、計画的な食育の施策の推進を図ります。

さらに、行政のみならず、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等などの幅広い関係者が連携・協働しながら、それぞれの役割を果たすことにより、食育を推進していきます。

● 香川県食育推進会議を中心とする食育推進体制の強化・充実

食育を含む健康づくりの主役は県民であり、個人の努力と実践が基本となりますが、社会全体で食育を推進することが重要です。このため、学識経験者や関係団体等で構成する「香川県食育推進会議」を中心として、県、市町、地域における食育ネットワーク等が丸となって、社会全体で食育を推進するための普及啓発活動や環境整備に努めます。

● 計画の進行管理

この計画の実効性を確保するため、食育の推進状況について、毎年度、香川県食育推進会議に報告し、より効果的な推進策の検討を行います。

参 考 资 料

計 画 の 指 標

| 項 目 | | 前計画 策定時 (平成22年度) | 現 状 (平成26年度) | 平成26年度末 数 値 の 根 拠 | 目 標 (平成32年度) |
|---|--------|------------------------|------------------|-------------------------------|-----------------|
| 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 | 小学校6年生 | 88.3% | 87.0% | H26全国学力・学習状況調査(文部科学省) | 現状値以上 |
| | 中学校3年生 | 83.5% | 83.0% | | 現状値以上 |
| 健康や食生活をよりよくすることを普段から意識している人の割合 | 男性 | 76.2% | 78.1% | H27 県政世論調査を基に集計 | 80% |
| | 女性 | 85.5% | 86.9% | | 88% |
| 1日に1回以上、家族といっしょに食事をする人の割合 | | 75.4% | 73.6% | H27 県政世論調査を基に集計 | 80% |
| 幼稚園における食育教室の実施数(累計) | | 169 | 267 | H18年度からの事業実施累計数(H27.3.31現在) | 397 |
| 栄養教諭・学校栄養職員による教科や学級活動における食に関する指導を行っている学校の割合 | 小学校 | 90.9% | 94.2% | H26 学校給食及び食育実態調査 | 100% |
| | 中学校 | 81.1% | 88.6% | | 100% |
| 地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合 | | 94.1% | 94.2% | H26 学校給食及び食育実態調査 | 100% |
| 学校給食における地場産物を活用する割合(食材数ベース) | | 33.7% | 35.4% | H26 学校給食における地場産物の活用状況調査 | 現状値以上 |
| 児童生徒の肥満傾向の割合 | 小学校5年生 | 8.8% | 8.3% | H26 香川県学校保健統計調査 | 減少 |
| | 中学校2年生 | 9.5% | 9.2% | | 減少 |
| 高校における食育教室の実施数(累計) | | 11 | 75 | H22年度からの事業実施累計数(H27.3.31現在) | 166 |
| 野菜の摂取量(1日1人当たり) | | 218g | 男性307g 女性287g | H24 国民健康・栄養調査 | 350g |
| 主食、主菜、副菜を揃えて食べるようにする人の割合 | 男性 | 80.9% | 79.0% | H27 県政世論調査を基に集計 | 90% |
| | 女性 | 89.7% | 86.9% | | 90% |
| うどんを食べるときに副食を添える人の割合 | | 64.8% | 62.6% | H27 県政世論調査を基に集計 | 70% |
| 三つ星ヘルシーランチ店登録数 | | 34 | 50 | H27.3.31現在登録店舗数 | 70 |
| 朝食をほとんど食べない人の割合 | 20歳代男性 | 16.0% | 27.9% | H27 県政世論調査を基に集計 | 15%以下 |
| | 30歳代男性 | 22.3% | 18.8% | | 15%以下 |
| 20歳代女性の痩身の者の割合(BMI 18.5未満の者) | | 26.2% | 22.2% | H27 県政世論調査を基に集計 | 20%以下 |
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群の合計の割合(40~74歳) | 男性 | 38.2% | 40.5% | H24 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省) | 28.7% |
| | 女性 | 14.1% | 12.7% | | 10.6% |
| 香川県むらの技能伝承士登録者数(食生活分野) | | 56 | 65 | H27.3.31現在登録者数 | 70 |
| かがわ地産地消協力店数 | | 204 | 313 | H27.3.31現在登録店舗数 | 350 |
| 健康づくり協力店登録数 | | 371 | 587 | H27.3.31現在登録店舗数 | 700 |
| 食育を実施する給食施設の割合 | | 64.3% | 83.9% | H26.7 特定給食施設等栄養管理報告 | 100% |

用語の解説

あ 行

「1日3食 まず野菜！」

平成26年度に健やか香川21ヘルスプランの推進母体である「健やか香川21県民会議」において採用した、野菜摂取量増加等の普及啓発をするためのキャッチフレーズで、各構成団体の活動の中で普及啓発に取り組んでいる。

栄養教諭

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員で、児童生徒に対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行うことを職務としている。栄養教諭が中心となって、その学校の各教職員の参画により、すべての児童生徒に対する食に関する指導が適切に行われることが求められる。

か 行

香川県食の安全・安心基本指針

食の安全・安心に関する各種施策の方向性を示したもので、この指針に基づき、毎年、「食品衛生監視指導計画」「農林水産物の安全・安心確保計画」及び「消費者の食の安全・安心推進計画」を策定するなど、生産から消費までの各段階において、関係団体等と連携して食の安全・安心の推進に総合的に取り組んでいる。

給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設で、一定規模以上のものは、管理栄養士による特別な栄養管理が必要な施設として、管理栄養士の配置義務がある。また、給食施設には、単に食事を提供するだけでなく、利用者の健康管理とともに、その家族や地域住民の健康づくり及び栄養・食生活の改善など、社会環境の整備の促進に果たす役割も期待されている。

共食

1人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をする中で、「何を作ろうか」と話し合っ一緒に料理を作ったり、食事の後に「おいしかったね」と語り合ったりすることも含まれる。近年、世帯構造の変化や生活の多様化により、一人暮らし高齢者の孤食が問題になっている。

グリーン・ツーリズム

農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。

健康食品

健康に関する広告等を行って販売される多種多様な食品が市場に出回っており、これらは一般的に「健康食品」として認識され、利用されているが、多くは機能性の表示ができない一般食品である。機能性の表示ができる「保健機能食品」は、国が審査を行い食品ごとに消費者庁長官が許可している「特定保健用食品」、事業者の責任において販売前に消費者庁長官に届け出た「機能性表示食品」、届出をしなくても基準を満たし国が定めた表現によって機能性を表示できる「栄養機能食品」がある。

健康づくり協力店

メニューの栄養表示や健康に配慮したメニューの提供、健康づくり情報の提供などにより、中食や外食利用者の健康的な食生活をサポートする店として県が登録している店舗。

県民健康・栄養調査

県民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、県民の栄養の摂取状況、身体状況、生活習慣等を明らかにするため、概ね5年毎に県が実施している調査。

さ 行

小児生活習慣病予防健診

小児の生活習慣病の予防のため、県内の全市町が小学生を対象に行っている血液検査等の健診。

食育基本法

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、関係者の責務、食育推進基本計画の作成、基本的施策などを定めている。

食育推進基本計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法に基づき、食育推進会議において作成される計画で、食育の推進に関する基本的な方針、目標、総合的な促進に関する事項等が明らかにされている。

食品表示制度

食品表示に関する制度は、食品の安全性確保や消費者の商品選択に資する情報の提供を目的としており、食品表示法などの複数の法律によって規定されている。

食品表示110番

消費者からの偽装表示、不審な表示の情報や食品表示に関する問い合わせ等を受けるために設置している電話相談窓口。

G I 値 (グリセミック・インデックス)

食後血糖値の上昇度を示す指標で、健康な人がブドウ糖を吸収したあとの血糖上昇率を基準(100)とし、各食品を同量とった際の血糖上昇率を百分率で表した数値。海藻、きのこ類、ほうれん草やレタス、ブロッコリーなどのG I 値が低い食品ほど食後血糖値が上がりにくい。

健やか香川21ヘルスプラン

健康増進法に基づく県健康増進計画で、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、家庭・地域・学校・職場が一体となった県民運動の展開と、健康づくりへの社会的、専門的支援の計画的推進を図るための計画として平成13年度に策定した。現在は、平成34年度を目標年度とした「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」の計画期間中である。

専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。日本料理、西洋料理、麺料理、中国料理、すし料理及び給食用特殊料理の種別がある。

た 行

地域伝統野菜

地域の風土に根ざして古くから栽培されている野菜。伝統的な郷土食などの食材として食文化を形成している。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味。消費者の食料に対する安全・安心や健康志向の高まりを背景にその必要性が見直されており、本県では、県産農林水産物の需要拡大と県民の健康で豊かな食生活の実現をめざし、地産地消を推進している。

糖尿病

血糖値を下げるインスリンの分泌不全や作用不足で高血糖の状態が慢性的に続く病気のこと。大きく1型、2型に分類され、全体の約9割が生活習慣の乱れが原因となる2型糖尿病である。自覚症状はないが、治療せず放置しておくとう血管障害が起り、神経や目、腎臓等に合併症を引き起こす。

トレーサビリティシステム

食品の生産、処理・加工、流通・販売などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡し、遡及できるようにすること。食品の安全性について、予期せぬ問題が生じた際の原因究明や問題食品の追跡・回収が可能となる。

な 行

中食

惣菜店やコンビニエンスストア・スーパーなどで、商業的に調理・加工された弁当や惣菜などを購入し、家庭や職場で食べる形態の食事のこと。

妊産婦のための食生活指針

妊娠期及び授乳期に望ましい食生活が実践できるよう、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針。

は 行

HACCP (ハザップ、ハセップ)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因についてあらかじめ分析(Hazard Analysis)を行い、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

バイオマス

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。バイオマスの利活用は、化石資源への依存を低減し、地球温暖化防止や循環型社会の形成に貢献し、従来の食料等の供給というこれまでの農林水産業の役割に加え、エネルギーや工業製品の供給という新たな可能性を与え、農林水産業と農山漁村の活性化や新たな産業の育成につながるものとされている。

BMI（ボディマスインデックス）

身長と体重の関係から計算した肥満度を表す指数。
体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で算出でき、統計的にもっとも病気にかかりにくいのはBMI 22とされている。

目標とするBMIの範囲（年齢別）

| | |
|--------|-----------|
| 18～49歳 | 18.5～24.9 |
| 50～69歳 | 20.0～24.9 |
| 70歳以上 | 21.5～24.9 |

BMI: Body Mass Index（肥満指数）

弁当の日

子どもの感謝の気持ちや家族の絆などをはぐくむことを目的に、各家庭において、子どもが自分で考え、買い物や調理をするなど、子どもに弁当作りにかかわるよう促す取組み。

保育所給食の手引き

保育所における給食業務の円滑な運営が図られるよう、県において昭和55年7月に創刊され、保育所給食関係者に広く活用されているもの。その後改定を重ねながら、県と高松市でそれぞれ作成し、県下の保育所等に周知している。

ま 行

三つ星ヘルシーランチ店

外食利用者が気軽にヘルシーなランチを食べられるよう、健康に配慮したランチメニューを提供している店として県が登録している店舗。登録には、健康づくり協力店の登録基準を全て満たしたうえで、次の4つの登録基準を全て満たすことが条件となる。

<登録基準>

- ① 主食・主菜・副菜が揃っている
- ② エネルギーが1日の必要量の1/3程度
- ③ 野菜がたっぷり入っている（120g以上使用）
- ④ 油・砂糖・塩分が控えめ

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

①に加え、②から④で2項目以上該当する者がメタボリックシンドロームに該当し、①に加え、②から④で1項目該当する者がメタボリックシンドローム予備群とされる。

| | | |
|---|--|-------------------------|
| ① | 腹囲（へそ周り） | 男性 85cm以上 女性 90cm以上 |
| ② | 高トリグリセライド(中性脂肪)血症 かつ/または 低HDLコレステロール血症 | 150mg/dl以上 40mg/dl未満 |
| ③ | 収縮期血圧 かつ/または 拡張期血圧 | 130mmHg以上 85mmHg以上 |
| ④ | 空腹時高血糖 | 110mg/dl以上 |

ら 行

ライフステージ

人間の一生を年齢や人生の節目ごとに分けた、それぞれの段階。少年期・青年期・壮年期・老年期など、さまざまな分類や表現がある。

リスクコミュニケーション

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、食品のリスクそのものやリスクに関連する情報や意見を相互に交換することを指す。

香川県食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 香川県における食育を総合的に推進するための計画や食育の推進に関する事項について検討するため、香川県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)食育推進のための計画の策定に関すること
- (2)その他食育の総合的な推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)栄養・食生活関係団体を代表する者
- (3)教育関係団体を代表する者
- (4)生産（農業、漁業）者団体を代表する者
- (5)消費者団体を代表する者
- (6)食品事業者関係団体を代表する者
- (7)食育推進県民運動に取り組む関係団体を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、香川県健康福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年2月13日から施行する。

香川県食育推進会議委員名簿

(平成27年7月1日現在)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|----------------------------|-----|
| 安藤 研一 | 香川県食品産業協議会 | |
| 石川 恭子 | 高松リビング新聞社編集長 | |
| 上玉 薫 | 香川県保育協議会 保育士部会副部長 | |
| 大林 朋美 | 香川県PTA連絡協議会副会長 | |
| 大平 淳子 | 香川県消費者団体連絡協議会会長 | |
| 北川 潤 | 香川県法人調理師四団体連絡協議会代表 | |
| 北川 博敏 | 香川短期大学名誉学長 | 会長 |
| 榑 久雪 | 香川県食品衛生協会会長 | |
| 實成 文彦 | 香川県食の安全推進懇談会会長 | |
| 田辺 広 | 香川県農業協同組合代表理事理事長 | |
| 野村 一夫 | 香川県小学校長会会長 | |
| 藤井 智恵子 | 香川県産業看護研修会会長 | |
| 松井 等 | 香川県市町教育委員会連絡協議会教育長部会長 | |
| 松本 茂 | 香川県水産振興協会専務理事 | |
| 三野 安意子 | 香川県栄養士会会長 | 副会長 |
| 村上 淳 | 中国学園大学現代生活学部准教授 | |
| 山神 眞一 | 健やか香川21県民会議会長 | |
| 山本 久美子 | 香川県食生活改善推進連絡協議会会長 | |
| 芳野 祐子 | 四国新聞社広告局ウイークリーメディア室健康新聞編集長 | |

(五十音順)

食育基本法

(平成17年6月17日法律第63号)

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施

策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨と

して、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

(3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第1項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文

化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第18号に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第27号の3に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

(2) 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

(平成27年9月11日法律第66号)

第25条 食育基本法（平成17年法律第63号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第26条第1項中「内閣府」を「農林水産省」に改める。

第28条第1項中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第29条第1項第1号を削る。

第29条第1項第2号中「食育担当大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第29条第1項第2号中「うちから」の下に「、農林水産大臣の申出により」を加える。

第29条第1項第2号を第29条第1項第1号とする。

第29条第1項第3号中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第29条第1項第3号を第29条第1項第2号とする。

第29条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第30条第1項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に改める。

第30条第2項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に改める。

附則（平成27年9月11日法律第66号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に第25条の規定による改正前の食育基本法第26条第1項の規定により置かれている食育推進会議は、第25条の規定による改正後の食育基本法第26条第1項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第3次かがわ食育アクションプラン

平成28年3月

香川県健康福祉部健康福祉総務課
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
Tel 087-832-3261